

4月1日現在、身体に障がいのある人などが所有している軽自動車などで一定の要件に該当するものについて、軽自動車税を減免します。対象となる人は、毎年手続きが必要です。

◇申請期間 4月20日(水)～5月24日(火)

◇申請場所 税務課収納税制係(市役所西館1階)

◇対象者

- ① 身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、通院医療費の公費負担を受けている人
- ③ 療育手帳の交付を受けている人

※障がいの程度によっては、対象にならない場合があります

◇減免台数 原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車のうち1台

◇申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか
- ② 運転免許証
- ③ 車検証
- ④ 生計同一証明書(運転する人が身体に障がいのある人など本人でない場合)
- ⑤ 常時介護証明書
(運転する人が身体に障がいのある人などのみで構成される世帯を常時介護している場合)
- ⑥ 印鑑

※④、⑤については、福祉事務所長などの証明になります

◇減免を受けられる軽自動車など

身体障がいなどの状況	所有者	運転者	使用目的
18歳以上の身体障がい者 戦傷病者	身体障がい者など本人	身体障がい者など本人	専ら日常生活に使用する
同上	身体障がい者など本人	生計を一にする人 または 常時介護する人	身体に障がいのある人などが、 専ら自動車を日常の生活手段 として通学、通院、通所または 生業のために使用する
18歳未満の身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	身体障がい者など本人 または 生計を一にする人		

市民の生命と財産を守る美濃加茂市消防団
平成17年度 新体制決まる

防災安全課
内線 272

(敬称略)



副団長
高井 俊樹
(山之上)



副団長
佐合 鋭司
(下米田)再任



副団長
深貝 高光
(加茂野)



団長
尾石 文雄
(蜂屋)

音楽隊
櫻井 伸幸

川合 達雄

第8分団
(下米田)

庄加 俊英
新任

第7分団
(三和)

村井 泰史

第6分団
(伊深)

藤吉 栄一
新任

第5分団
(加茂野)

納土 勝利

第4分団
(蜂屋)

後藤 竜也

第3分団
(山之上)

西田 幹郎
新任

第2分団
(古井)

今井 肇

第1分団
(太田)

分団長